

(公印省略)

5 筑高支第 2 4 8 号
令和 5 年 6 月 9 日

地域密着型サービス事業所 管理者 様
国基準の通所型・訪問型サービス事業所 管理者 様

筑紫野市長 平 井 一 三
(高齢者支援課 指定指導担当)

令和 4 年度介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等
ベースアップ等支援加算の実績報告の提出について (通知)

このことについて、加算を算定した介護サービス事業所等は、各事業年度における最終の加算の支払いがあった月の翌々月の末日までに、介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算実績報告書を都道府県知事等（当該介護サービス事業所等の指定権者が都道府県知事である場合は都道府県、市町村長である場合は市町村（特別区を含む。）以下同じ。）に提出することとされています。

つきましては、令和 4 年度最終の加算の支払月が本年 5 月となるため、7 月末が実績報告書の提出期限となりますので、下記のとおり実績報告書を提出されますようお願いいたします。

記

1 提出期限

令和 5 年 7 月 3 1 日 (月) (必着)

※提出が遅れる場合は、事前にご連絡ください。

2 実績報告に必要な書類

ア 介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算実績報告書（別紙様式 3-1、3-2、3-3）

イ 事業所別介護職員処遇改善加算等総額一覧表 《市がメールにて送付したものを返送》

3 提出先・問い合わせ先

〒818-8686 筑紫野市石崎一丁目1番1号

筑紫野市 健康福祉部 高齢者支援課 指定指導担当

電話番号：092-923-1111（内線453）

※封筒の表に朱書きで「令和 4 年度処遇改善等実績報告書在中」と記入してください。

4 ホームページ掲載場所（筑紫野市ホームページで様式の確認及びダウンロードができます）

筑紫野市ホームページ“人生のできごと”の中の「高齢・介護」→ページ左部“介護保険”の中の「事業者の皆さまへ」→令和 4 年度介護職員処遇改善加算等の実績報告について

5 留意事項

- ・複数の事業所をまとめて届出している事業所の中に、筑紫野市の所管以外の事業所が含まれる場合は、その指定権者にも実績報告の提出が必要です。各指定権者の指示に従ってください。
- ・実績報告で、仮に賃金改善額が加算による収入を下回っている場合は、一時金や賞与（ただし、ベースアップ等支援加算の場合は、加算額の 2/3 以上は「基本給」または「決まって毎月支払われる手当）」として支給し、加算による収入は必ず全額を賃金改善に充ててください。

加算の算定要件は、「賃金改善額が加算による収入額を上回ること」ですので、悪質な事例については、全額返還となる場合があります。

- ・実績報告書の作成に当たっては必ず「記入例」を参照いただきますようお願いします。
- ・介護分野の文書に係る負担軽減のため、賃金台帳等の添付書類は求めないこととなりました。

ただし、実績報告書の内容を確認する書類は、事業所で適切に保管し、求めがあった場合には速やかに提出できるよう各自管理をお願いします。